



シェアリング
エコノミーって
なんだ!?

ライドシェアから考える。

6月14日(水)

18:00~20:00 [開場17:30]

名古屋栄ガスホール

現在、「ライドシェア」解禁の是非について

政府やメディアで議論されています。

「ライドシェア」は社会にどのような影響を与えるのか。

安全管理面は？ 労働条件は？ 利用者の安全に与える影響は？

こうした点について議論を深めるため、公開シンポジウムを開催します。

パネルディスカッション登壇予定者

◎加藤 博和

名古屋大学環境学研究科教授

◎後藤 潤一郎

弁護士

◎川上 資人

よしひと
弁護士／交通の安全と労働を考える
市民会議事務局

ご挨拶

現在、日本では、仲介サイト事業者がスマートフォンのアプリで運転者と利用者を仲介し、
自家用自動車を使って有償で利用者を運ぶ配車サービスを「ライドシェア」と呼び、
その合法化が検討されています。

しかし、本来ライドシェアとは複数の利用者が車両をシェアすることを指し、
アメリカではこのような配車サービスはライドブッキングと呼ばれています。

ライドブッキング事業者は、道路運送法の許可なしに、一種免許しか持たない
一般ドライバーに有償で旅客運送をさせ、運賃の20～30%を収受します。

運転者は個人事業主とみなされるため、経費を自己負担させられた上に、
労働法上の保護も各種社会保障も受けられません。

そのため運転者は低収入に苦しみ、過労運転など事故を起こしがちになる危険が指摘されています。

また、運賃も需要によって上下するため、通常の3倍から10倍の料金を請求される場合もあります。

確かに、高齢者や障害者など交通弱者のための交通支援は必要です。

しかし、それは現行の道路運送法78条2号の「公共交通空白地有償運送」や「福祉有償運送」、
または本来的な意味でのライドシェアや相乗りタクシー、

さらには新たな公共政策で対応できるのではないのでしょうか。

ところがメディアでは、「ライドシェア」の利便性ばかりが強調され、

このような問題はほとんど報道されていません。

市民会議では、これらの問題を提起し、ひろく公共交通のあり方を議論するために
公開シンポジウムを開催します。

交通の安全と労働を考える市民会議